

随意契約理由書

【件名】 村野浄水場 高度浄水処理棟 オゾン接触池点検扉補修工事

本件は、村野浄水場の高度浄水処理棟に設置しているオゾン接触池点検扉の補修を行うものである。

本件の対象である点検扉は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、補修を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本補修の施工は、本設備を設計・製作した日立造船株式会社が維持管理業務を移管している株式会社ニチゾウテック以外行うことができない。

については、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社ニチゾウテックと随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）の規定により省略する。

随意契約理由書

(件名) 磯島取水場 除塵機設備修繕その2

本件は、磯島取水場に設置している除塵機設備の修繕を行うものである。

本設備は、取水場に流入する浮遊物などのごみを除去する設備であり、現在、故障が発生しているため、応急復旧を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が作業不能により稼働停止となれば、取水が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の製造業者である株式会社クボタより維持管理業務を移管されているクボタ環境エンジニアリング株式会社で資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同者に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であること

が判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由書

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

工事名：村野浄水場 階層系塩素混和池改良工事

本工事は、階層系塩素混和池内の流出堰の切り下げ及び壁面等の改良工事を行うものである。

本工事においては、塩素混和池を全停止し短期間で施工する必要がある。

また、塩素混和池流出堰の切り下げにおいては、現在、工事を行っている「村野浄水場 階層系後ろ過施設整備工事」にて設置する後ろ過機の高さと調整が必要である。

これらの施工については、後ろ過施設整備工事で塩素混和池を全停止する期間に合わせる必要がある。

このため、同工事の受注者が施工することで、業者間の調整や工事工程の輻輳に柔軟に対応でき、かつ塩素混和池の停止期間も短縮できる。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 6 号の規定に基づき、後ろ過施設整備工事の受注者（乙型 JV）である「水 ingE・協和機電・アフェクション共同企業体」のうち水道施設工事を担っている「水 ing エンジニアリング株式会社西日本支店」と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条第 1 項第 1 号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

件名) 村野浄水場 平面系排泥ポンプ設備修繕

本件は、村野浄水場の平面系排泥施設に設置している排泥ポンプ設備の修繕を行うものである。

本設備は沈でん池のスラッジを排水処理施設に排泥させる設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、浄水処理が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の製造業者である株式会社電業社から維持管理業務の業務移管を受けている株式会社守谷商会で、資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同社に依頼する。

また、上記の修繕履行中、当該故障箇所以外に不具合が認められ、修繕が必要であることが判明した。このことについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

工事名：村野浄水場 平面系高度浄水処理棟内部排水溝ほか補修工事

本件は、村野浄水場における建築物の不具合を緊急で補修する工事である。

平面系高度浄水処理棟の地下2階配管廊に漏水が発見され、1階の空調機配管の漏水を修理したところ、一旦大幅な漏水が止まったものの微量の漏水が継続しており、現場調査を行った結果、棟内排水溝の防水の劣化を発見した。当該箇所の不具合を放置すると、漏電や機器の故障にもつながるため、早急の対応が必要である。

また、点検ルート上の建具において、開閉できないなどの不具合があり、日々の点検作業に支障が出ているため、早急の対応が必要である。

これらの補修に関して、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、村野浄水場内で建築物の補修工事を実施している、株式会社西工務店に問い合わせたところ、補修方法についての提案があり、また、資機材・労力の手配が可能であると回答があったため、同社と随意契約を行うものである。

なお、建具補修において、工事の実施に伴い建具そのものの製作が必要になることが判明した。これについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

当該箇所は補修を緊急に行わないと施設管理上著しく支障をきたすことから、大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第7号の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

工事名：村野浄水場 場内配管漏水補修工事

本件は、村野浄水場における場内配管の漏水を緊急で補修する工事である。

令和5年5月26日に、旧薬品処理館の地下1階電気室が浸水しており、現場調査を行った結果、電気室搬入口横のハンドホール底版から漏水があり、電線用躯体貫通部を伝って電気室へ水が流入していることを発見した。

当該箇所の漏水を放置すると、旧薬品処理館地下1階の電気室が水没してしまい、漏電や機器の故障にもつながるため、緊急補修を行いたい。

本補修に関して、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により、企業団の漏水修理の実績も多い、三和管工株式会社にお問い合わせしたところ、資機材・労力の手配が可能であると回答があったため、同者と随意契約を行うものである。

なお、漏水補修に合わせて漏水箇所前後の配管を調査したところ、新たな漏水の原因となりうる箇所が複数存在すること等の理由から、配水管の一部布設替え等の対応が必要になることが判明した。これについて考慮した結果、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号に該当することから、上記緊急修繕と同時に随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

当該箇所は補修を緊急に行わないと施設管理上著しく支障をきたすことから、大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第7号の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

(件名) 村野浄水場 第1送水ポンプ所ポンプ設備修繕

本件は、村野浄水場 第1送水ポンプ所に設置している4号送水ポンプの修繕を行うものである。

本設備は浄水をポンプ場へ送水するための設備であり、現在、故障が発生しているため、応急処置を施し稼働させている状況である。

今後、さらに状況が悪化することが予想され、については本設備が動作不能により稼働停止となれば、送水運用が不能となり、多くの受水団体に多大な影響を与えることになる。

このことから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定により随意契約を行うこととする。

この施工については、本設備の製造業者である株式会社日立製作所から維持管理業務の移管を受けている株式会社日立産機テクノサービスで資機材、労力の手配が直ちに確保できることを確認できたため、同者に依頼する。

比較見積り省略理由

本件については、大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第7号）の規定により、比較見積書を省略する。

随意契約理由書

【件名】 一津屋取水場 原水水質監視設備更新維持事業
(一津屋取水場 原水水質監視設備更新工事)

本件は、一津屋取水場に設置している原水水質監視設備の更新工事と、同設備の維持管理業務を一括して発注する事業である。

当初、一般競争入札を実施したが不調となり、再度の入札に付しても予定価格範囲内の応札がなく不調となった。

このため、再度の入札に唯一応札した株式会社共和技電に問い合わせたところ、施工の意思があり、かつ入札価格を精査することが可能であるとの回答を得たことから、同者に見積りを依頼し、提出された見積り額が予定価格の範囲内であった場合は地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 8 号の規定により、株式会社共和技電と随意契約を行うこととする。

比較見積りの省略理由書

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 9 号）により省略する。

業 者 選 定 理 由 書

件 名 大庭浄水場 排水処理棟脱水機設備修繕

修繕場所 守口市佐太中町二丁目 33 番 91 号

本修繕は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号による緊急随意契約のうち、「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、下記理由により次の業者を契約相手方とする。

記

本修繕にあたり、本設備の設置者である月島機械株式会社から水環境事業を承継した月島アクアソリューション株式会社（現、月島 J F E アクアソリューション株式会社）が維持管理業務を移管している月島ジェイテクノメンテサービス株式会社大阪支社に緊急施工の可否を問い合わせたところ、必要となる作業員及び材料の確保ができ、直ちに対応が可能であるとの回答があったことから、月島ジェイテクノメンテサービス株式会社大阪支社西日本営業部を契約の相手方とする。

なお、同業者は大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されており、契約の相手方としての要件を満たしている。

業 者 名 月島ジェイテクノメンテサービス株式会社大阪支社西日本営業部

緊急修繕理由書

排水処理棟に設置している1系2号脱水機設備について、ろ布洗浄台車の故障により、ろ布洗浄ができないため、ろ布が見詰まりすれば脱水機の運用ができないことが判明した。

大庭浄水場には脱水機設備を7台設置しているが、冬季は濃縮槽でのスラッジの沈降性の低下により、界面が上昇することから、脱水機を修繕し、全台運用可能な状態にしなければ、濃縮槽からのスラッジがオーバーフローし、浄水処理の運用に支障をきたすため、緊急に修繕する必要がある。

業 者 選 定 理 由 書

件 名 大庭浄水場 排水処理工業計器設備修繕

修繕場所 守口市佐太中町二丁目 33 番 91 号

本修繕は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号による緊急随意契約のうち、「特に急迫を要する緊急の修繕」に該当することから、大阪広域水道企業団随意契約ガイドライン【契約相手方選定に係る要件】に基づき、下記理由により次の業者を契約相手方とする。

記

本修繕にあたり、本設備の設計製作者である東芝インフラシステムズ株式会社が補修工事を移管している朝日企業株式会社に緊急施工の可否を問い合わせたところ、必要となる作業員及び材料の確保ができ、直ちに対応が可能であるとの回答があったことから、朝日企業株式会社を契約の相手方とする。

なお、同業者は大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されており、契約の相手方としての要件を満たしている。

業 者 名 朝日企業株式会社

緊急修繕理由書

大庭浄水場に設置している除マンガン設備の流量計が故障し、除マンガン設備が運用できない状況になっている。除マンガン設備を修繕しなければ、配水マンガン濃度が上昇することにより、配水の運用に支障をきたす。

また、濃縮槽界面計の故障により、大庭浄水場で運用している濃縮槽3槽の内、2槽の運用ができない状況になっている。濃縮槽を復旧させなければ、排水処理能力が低下することにより、浄水処理の運用に支障をきたす。

よって、当該排水処理工業計器設備を緊急に修繕する必要がある。

随意契約理由書

【件名】万博公園浄水施設 水質計器設備改良工事

本件は、万博公園浄水施設に設置している水質計器設備について、改良工事を行うものである。

当初、一般競争入札を実施したが不調となり、再度の入札に付しても予定価格範囲内の応札がなく不調となった。

このため、再度の入札時に最低制限価格を下回った応札者が2者あり、入札価格が最も安価である株式会社共和技電に施工可能か確認したところ、施工ができないと回答を得た。

次の候補者である、向洋電機株式会社に同内容を確認したところ、施工が可能であるとの回答を得たことから、同者に見積りを依頼し、提出された見積り額が予定価格の範囲内であった場合は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、向洋電機株式会社と随意契約を行うこととする。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第9号）により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】送水管理センターほか 計算機設備改良工事

本件は、大阪広域水道企業団 送水管理センターほか 2 箇所に設置している計算機設備の改良工事を行うものである。

本件の対象である計算機設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、工事を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術、知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社日立製作所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社日立製作所関西支社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号）により比較見積り省略する。

随意契約理由書

件名： 工業計器設備改良工事（北部水道事業所管内）

本工事は小野原ポンプ場に設置している工業計器設備の改良を行うものであるが、令和5年度に2度の競争入札を実施し、それぞれ令和5年9月11日及び同年11月21日に開札した結果、入札者不在により入札不調となった。

このため、現在「村野浄水場ほか 工業計器設備補修工事」において北部水道事業所管内の工業計器設備の補修工事を履行中であり、当所発注の工業計器設備に関する施工実績を有する向洋電機株式会社に問い合わせたところ、施工の意志が有るとの回答を得られた。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号の規定により、向洋電機株式会社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条（同運用第13条関係第1項第9号）の規定により、比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 千里浄水池無停電電源設備修繕

本件は、千里浄水池に設置している無停電電源設備について、故障が発生したことから緊急修繕を行うものである。

本設備は、停電事故等により商用電源の供給が停止した際に、送水運用上必要となる監視制御設備に電気を供給するものである。

したがって、直ちに機能を復旧しなければ、停電事故が発生した場合、送水運用に支障をきたすこととなる。

本設備は「株式会社GSユアサ」が設計・製作を行い、その維持管理業務は「株式会社ジーエス・ユアサフィールドディングス」に業務移管をしていることから同者に本修繕の施工の可否を問い合わせたところ、直ちに資機材、労力を手配できる旨の回答を得た。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号の規定に基づき同者と随意契約するものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第13条及び同運用第13条関係第1項第7号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

工事名 配水管緊急布設替工事（大東南分岐・東大阪市）

本工事は、東大阪市東鴻池町五丁目地内において、配水管の布設替工事を行うものである。

令和5年11月に東大阪市より、令和5年12月から令和6年3月の期間に、該当箇所において、水路内にボックスカルバートを設置して通学路の整備工事を行う旨の協議があった。その水路下には、大東南分岐（鋼管）が埋設されており、この管路はループ化を形成している重要管路である。

本工事の実施にあたっては、下記の理由により、随意契約ガイドラインの「特に急迫を要する緊急の工事」に該当し、「漏水修理及び給水施設受託工事（東部水道事業所管内）（単価契約）」の施工業者である株式会社大浜組に施工の可否を確認したところ、早急に資機材、労力を確保し着手可能であるとの回答を得たことから、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号により、株式会社大浜組と随意契約を行うものである。

記

1. 当該配水管は、昭和49年に埋設され耐用年数を超過しており、試掘の結果、外面が無塗装の鋼管が水路下の腐食環境下に埋設されていること及び一部腐食が進行していることが確認された。
近年、同様の鋼管での漏水が多発しており、通学路整備後にボックスカルバート下で漏水が発生した場合には、ボックスカルバートが支障となり補修が極めて困難である。
2. 後年、布設替を行う場合には、ボックスカルバートが支障となるため、推進工法を行う必要があるが、開削工法と比べ費用が嵩み、また、立坑用地の確保が困難である。
3. ボックスカルバートの設置前に、開削工法にて布設替工事を行うことにより、東大阪市の工事で設置した仮設工の利用や舗装本復旧の一部が不要となるため、工事の効率化を図ることができ、経費の大幅な節減が可能である。
4. 現在、東大阪市の通学路整備工事は、既に契約が締結され着手しており、本布設替工事を競争入札に付すると、当該工事の工程に間に合わないため、早急に本布設替工事に着手する必要がある。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

件名：八尾ポンプ場 バルブ設備改良工事

本件は、八尾ポンプ場に設置しているバルブ設備のうち弁体付属機器の取替えを行うものである。

本設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良を行うに当たっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本件の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社クボタが既設納入弁類の弁体付属機器の取替業務を移管している株式会社クボタ建設一者のみである。よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社クボタ建設 大阪支社と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条及び同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

工事名： 枚岡ポンプ場ほか バルブ改良工事

本件は、枚岡ポンプ場に設置しているバルブ設備の改良を行うものである。

本件の対象であるバルブ設備は、製造者独自の基準により設計・製作されたものであり、改良を行うにあたっては、製造者のみが熟知する特殊専門技術や知識が必要である。

このため、本工事の施工が可能な者は、本設備を設計・製作した株式会社栗本鐵工所一者のみである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の規定により、株式会社栗本鐵工所と随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条および同運用第 13 条関係第 1 項第 1 号により比較見積りを省略する。

随意契約理由書

【件名】 泉佐野ポンプ場 7 拡揚水弁修繕

本件は、泉佐野ポンプ場に設置している 7 拡揚水弁の緊急修繕を行うものである。

現在、同設備は故障により正常な運転ができない状態であり、流量調整ができないため、直ちに修繕しなければ、送水運用に影響を与える。

また、施工については、本設備を設計・製作した株式会社クボタが維持管理業務を移管している株式会社クボタ建設に確認したところ、必要な作業員・材料等を準備し、早期の修繕対応が可能と判明したため、株式会社クボタ建設と随意契約をするものである。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 5 号の規定により、随意契約を行うものである。

比較見積り省略理由

大阪広域水道企業団契約規程第 13 条（同運用第 13 条関係第 1 項第 7 号）の規定により、比較見積りを省略する。